

「紹介手数料・報酬」

「交通・宿泊費」補助のご案内

(令和8年4月13日時点)

県及びいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）では、副業・兼業人材の活用を推進するため、令和8年度、ILAC事業に参加して副業・兼業人材を活用される県内企業を対象に「人材会社等に支払う紹介手数料」、「副業・兼業人材に支払う報酬」及び「副業・兼業人材に支払う交通・宿泊費」※を一部補助します。

（事業者あたり1度限りの補助）

※能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の企業に限る

補助率

紹介手数料・報酬の合算額の **80%**
※千円未満は切り捨て、補助上限額 1社あたり **45万円**

交通費・宿泊費の合算額の **80%**
※千円未満は切り捨て、補助上限額 1社あたり **40万円**
※交通・宿泊費は経費の算定基準あり（裏面記載）

補助対象者 (主な要件)

- ILACと連携する人材会社・金融機関を通して、副業・兼業人材とマッチングした県内企業
- 過去にILACの副業・兼業事業を活用していない県内企業であること
- 交通・宿泊費の補助を受ける場合は、能登6市町の企業であること（珠洲市、輪島市、能登町、七尾市、穴水町、志賀町）

副業・兼業人材との契約期間初日までに、利用企業からの交付申請が必要です！

申請期間

令和8年 **4月1日** (水) ~ 令和9年 **2月28日** (日)

副業・兼業人材 との契約期間

下記期間のうち **最小1カ月間～最大6カ月間**
令和8年 **4月1日** (水) ~ 令和9年 **3月31日** (水)

申請先

石川県副業・兼業人材補助金事務局
〒920-8580
金沢市鞍月1-1（労働企画課内）

お問合せ先

076-225-1672

↓詳細・申請書等はHPへ



交通・宿泊費の経費算定基準

- ▶ 副業・兼業人材に支払う交通費・宿泊費が発生する都度、**下金額のうち、いずれか少ない額を算出**
 - ① 実際に副業・兼業人材に支払った経費
 - ② 交通費・宿泊費の上限額（下記参照）
- ▶ 上記による交通・宿泊費の合算額を算出し、その**80%**を補助（上限**40万円**）

※領収書等、証拠証憑の提出が必要になりますので、ご注意ください。

交通費

県外からの来県にかかる往復交通費を対象として、**1往復あたり下記表の金額を上限**

副業・兼業人材の 居住都道府県	往復交通費
富山	4,000円
福井	6,000円
岐阜、滋賀、京都	14,000円
愛知、長野、奈良	16,000円
大阪、兵庫	18,000円
群馬、新潟、和歌山	22,000円
埼玉、山梨、静岡	26,000円
上記以外の都道府県	28,000円

※航空機を利用する場合は、片道1万円を加算

宿泊費

県内の宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所等）に宿泊したものを対象とし、**1泊あたり20,000円を上限**